

自治体	中央区【協働提案事業】	北区【政策提案協働事業】	府中市【協働事業提案制度】	相模原市【協働事業提案制度】	大和市【協働事業等提案制度】
担当部署	区民部地域振興課	地域振興部地域振興課	市民協働推進部協働推進課	市民局市民協働推進課	市民経済部市民活動課
概要	<p>【自由テーマ型提案】 団体独自の専門性、先駆性を活かした自由な発想に基づく提案で、地域の課題解決に向けて、具体的な効果や成果が期待できる事業</p> <p>★過去の採択事業 ※R3採択なし ・「一緒に体を動かそう」～障害児・障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室事業～(R2) ・部活動活性化事業(R1) ・中央区を知る、もっと知る、みんなで作り上げるバリアフリーマップ事業(H29)</p>	<p>【自由提案事業】 区の地域課題の解決に向け、新たな視点で取り組むことのできる事業で、団体の自由な発想により提案される先駆的で公共性の高い事業 ※区が進める協働のモデル事業として実施</p> <p>★過去の採択事業 (R1)※両事業ともに3年度間事業 ・障がい児・者の外出、外食を支援する共生の街づくり事業 ・自然体験講座や生物調査活動から広がる持続可能な自然環境保全意識の高揚事業</p>	<p>【市民提案型協働事業】 市民の自由な発想に基づき、協働事業の実施を市に提案できる制度 ※市民のアイデアやノウハウを生かした事業の提案を募集し、市民と市の協働で事業を実施することで、地域課題の解決を目指すための制度(行政提案型と共通)</p> <p>★過去の採択事業 (R2) ・「創造素材ステーションフチュウ・レシダ(仮)」の仕組み作り ・武蔵府中郷土かるた選手権 ※2年目(H30) ・市民と留学生との相互の異文化コミュニケーション事業</p>	<p>【市民提案型協働事業】 ～市民が抱えている悩みのタネを解決する～ 市民が課題を自由に設定し、自由な発想で企画提案して行う事業</p> <p>※公共的課題(みんなが抱える悩みのタネ)を市民と行政が、互いの持つ資源(知識・経験・人材・情報・資金など)を結集し、協働(役割分担)することによって効果的に解決していくためのひとつの仕組み</p> <p>★過去の採択事業 ・住んでみたいまち相模原をめざす移住・定住促進事業、他5件採択(R2) ・防災意識の普及啓発、持続可能なエネルギーと人の繋がりが活性化事業(R1) ・若年層に向けた金融教育支援事業(H30)</p>	<p>【市民提案型協働事業】 市民(市民団体等)が事業の企画を提案し、具体的な計画を作る段階から、実施、報告まで、市の事業担当課と一緒に取り組む事業</p> <p>※行政だけではなく、市民等、事業者など地域に関わるすべての人が知恵や力を出し合い、地域の公共的課題を解決していくもの</p> <p>★過去の採択事業 ・家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業、他1件採択(R1) ・移動制約者の外出介助サービス事業(H30) ・生活に役立つ日本語の読み書きを学ぶ「つるま読み書きの部屋」(H30)</p>
提案者要件	<p>団体のみ ・「協働ステーション中央」の利用登録団体であること ・定款、会則等があり、構成員名簿を備えていること ・予算・決算を適正に行っていること ・団体の責任者及び事業の連絡責任者を特定できること ・宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと ・特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体ではないこと ・暴力団又は暴力団の統制下にある団体でないこと ・区と協働して業務を遂行できる能力を有すること</p>	<p>団体のみ ・原則として、北区内に主たる事業所又は活動拠点を有すること ・5人以上で構成されていること ・団体の運営に関する規則などが整っていること ・予算及び決算が適正に行われていること ・公共の利益を目的とした活動を行う団体であること ・公共の利益を目的とした活動の実績又は協働事業を遂行できる能力を有すること ・宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと ・暴力団又はその構成員の統制下でないこと</p>	<p>団体のみ(企業も可) ・5人以上の構成員で組織されていること ・市内に活動の拠点を有していること</p> <p>※以下は行政提案型と共通 ・定款、規則等組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること ・政治活動又は宗教活動を目的としないこと ・適切な会計処理が行われていること又は見込みがあること ・組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること ・暴力団又はその構成員の統制下でないこと ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による処分を受けている団体又はその役員若しくは構成員の統制下でないこと</p>	<p>団体のみ ・提案する事業に主体的に関わる意思を持ったもの ・NPO(法人格の有無は問わない)、自治会、企業、大学等が、公共の利益を実現するために市内で活動を行うもの ・市内に意思決定の場を置くことができること ・5人以上の会員で組織している団体であること ・1年以上継続している団体であること ・組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること ・予算を持つ団体については、適切な会計処理が行われていること ※その他府中市とほぼ同様の要件</p>	<p>団体・個人とも可(登録が必要。以下登録要件) (団体) ①「対象となる活動」(※事業要件部分)に規定する市民事業を行うこと ②代表者を含め3名以上の役員を有すること ③市内で活動している、又は活動する予定があること ④規約、会則等を有すること ⑤予算及び決算を示すことができること ⑥原則として、1年以上継続して活動していること ★個人は上記のうち①、③、⑥を満たすこと</p>
事業実施時期・期間	申請年度の翌年度 ※実施期間は最大2年間(事業の成果、評価結果を踏まえ、次年度の事業継続実施を決定)	申請年度の翌年度 ※実施期間は最大3年間(事業効果を踏まえ、毎年検討)	申請年度の翌年度 ※同一事業について2か年分の事業を提案することも可能(H31～)	申請年度の翌年度 ※市長が特に認めた場合は最長3年度まで可能(事業の継続を担保するものではない)	申請年度の翌年度から3年(以後の継続は再度申請)
市民提案型	<p>事業要件</p> <p>・事業構築に向けた支援・協議の上、「協働ステーション中央」を経由して区へ提案された事業 ・区内で実施される公共的・公益的な事業 ・地域課題解決のために提案団体と区が協働で取り組む事業 ・提案団体が主体的に取り組み、団体の特性が発揮される事業 ・実施年度内に具体的な効果や成果が期待でき、区民サービスの向上が図られる事業 ・提案団体と区の役割分担が適切で、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業 ・事業計画・予算の見積もりが適正で、提案団体が確実に実施できる事業 ・事業を実施する上で必要な安全への配慮や新型コロナウイルス感染症対策が講じられた事業 ・事業実施年度に中央区社会貢献活動事業補助金の交付を受けない事業</p>	<p>・区の地域課題の解決に向け、新たな視点で提案団体と区が取り組むことのできる事業(例:課題解決の手法が先駆的で区のPRIにつながる事業・区が認識していない新しい課題に対する事業) ・提案団体の特性を活かして提案団体が主体的に取り組める事業 ・提案事業に対する活動経験があり、一定の手法により実施が見込まれる事業 ・区と協働で取り組むことにより高い事業成果が期待できる事業 ・実施年度内に一定の成果が期待できる事業 ・区民福祉の向上に寄与する事業</p>	<p>・地域課題や社会的な課題の解決に向けて、対象団体が自ら企画・提案し、役割分担に基づいて市と協働で実施する事業で、具体的な効果が期待できる事業 ・原則として単年度で完了する事業 ※2か年で採択された場合は、2年目のプレゼンテーションの省略が可能。ただし、2年目の事業については、次年度予算の可決後に正式に実施が決定となる。目標・成果の設定や事業の発展性から、単年度での実施が望ましいと判断された場合は、単年度事業として採択される場合もあるが、翌年度に再提案することも可能。</p> <p>◎対象外事業 ・施設等の建設及び整備を目的とするもの ・政策立案のための調査など政策の提案に関するもの ・学術的な研究事業に関するもの ・地区住民の交流事業等の親睦のみを目的とするもの など ※市民提案型協働事業のみ:国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から助成を受けているもの、その他市長が不適切と認めるもの</p>	<p>・提案する市民(団体)が自ら担うことが可能なもの ・協働することにより相乗効果が生じると認められるもの ・市民と行政が課題意識や目的を共有でき、地域の課題や社会的課題の解決につながるもの ・役割分担が明確かつ妥当なもの ・予想される成果が明確で、将来展望が明らかなもの</p> <p>◎対象外事業 ・政策等の提案を主たる目的とするもの ・施設等の建設又は整備を目的とするもの ・相模原市の他の補助制度等の対象となるもの など</p>	<p>・新しい公共に参加する意思のある活動 ・多様な価値観を認めあう活動 ・営利を目的としない活動 ・宗教及び政治に関する活動を主たる目的としていない活動 ・選挙に関する活動を目的としていない活動</p>
募集時期	令和4年2月1日～4月28日	令和3年7月1日～30日	①事前相談:令和3年5月11日～6月10日、②提案書提出:6月17日締切	①事前相談:令和3年4月30日まで※対象年度以降のものは随時、②提案書提出:5月10日～31日	①企画書提出:令和3年4月1日～17日、②協議:4月12日～5月6日、③申請書提出:5月6日～13日
金額等	上限なし(委託料)	上限300万円(負担金※基金) ※継続事業の場合、計500万円(2年間)、計650万円(3年間)が上限	上限50万円(補助金※補助対象経費の合計額の1/2に相当する額)	負担金 ※必要経費総額に対する負担率:初年度90%以内、2年度目80%以内、3年度目70%以内	負担金
審査方法	・区協働推進会議による採択審査(非公開) ・提出書類、公開プレゼンテーションによる審査 ※提案団体が多数の場合は事前に予備審査を行う場合あり	①書類審査、②公開プレゼンテーションによる審査	書類、公開プレゼンテーション(①提案団体及び市担当課によるプレゼンテーション、②審査員との質疑)による審査	提案書、協議、公開プレゼンテーション(①提案団体と事業担当課によるプレゼンテーション、②審査員との質疑)による審査	公開プレゼンテーション(①応募者と市の事業担当課で発表、②協働推進会議委員との質疑)※当日参加市民からの質疑あり
審査基準等	(審査基準) ●事業の必要性、妥当性(活動目的の明確性、活動の公共性、経済性、先駆性、事業実施における効果)●事業の実現性(事業の計画性、活動規模の適切性、協働の必要性、事業の自立性)●団体の実施能力(団体の活動実績、事業遂行能力の有無、運営体制)	(審査基準) 第一次:●事業の必要性●手法の独自性・先駆的性等の団体の特性●適切な役割分担●実現可能性●協働による事業効果 第二次:●団体の熱意・意欲●事業実現能力●チャレンジ精神●事業内容の整合性●団体・区の相乗効果への期待●総合的観点	(審査基準) ●地域課題・市民ニーズ分析●先駆性●事業の妥当性●事業成果●協働の必要性●実現可能性 ※審査基準の得点の配分を公表	(審査のポイント) ●事業の必要性・妥当性●事業の公益性●協働の必要性●実現可能性●事業の効果●発展の見込と将来展望●新型コロナウイルス感染症の蔓延による課題への対応 ※審査基準の得点の配分、要件等を公表	(評価のポイント) ●市民活動の特性●目標設定●実施手法●計画性●協働による効果

自治体		中央区【協働提案事業】	北区【政策提案協働事業】	府中市【協働事業提案制度】	相模原市【協働事業提案制度】	大和市【協働事業等提案制度】
市民提案型	決定までの流れ	<p>(令和4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集 令和4年2月1日～4月28日 ※「協働ステーション中央」への事前相談が必要。その後、地域振興課、担当課との協議(この過程で協働による取組みが困難と判断された場合は打合せを終了する場合がある。) ※提出先 協働ステーション中央 公開プレゼンテーション 8月下旬 採択審査 9月下旬 実施事業決定 12月中旬 ＜実施に向けた協議・協定書、契約の締結準備＞ 事業実施決定 3月下旬(予算成立) <p>(令和5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 4月～ ＜定期的な打ち合わせ・情報交換等＞ 中間評価 9月下旬 実施報告会 1月下旬 最終評価 2月下旬 評価結果、継続実施決定 3月下旬 ※令和6年度4月～2年目の事業開始 	<p>(令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業説明会 令和3年6月24日 ※説明会以降、募集期間終了時まで事前相談受付 募集 7月1日～30日 事業担当課とのヒアリング 8月中旬～9月上旬 第一次審査(書類審査) 10月下旬 第二次審査(公開プレゼンテーション) 11月中旬 審査結果公表 11月下旬 実施に向けた協議 12月～ ※内定後事業担当課を交えたワークショップ等の実施(役割分担等の話し合い・協議) 予算確定・事業化決定 3月 <p>(令和4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 4月～ ※四半期ごとに事業報告を提出 <p>(令和5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業評価 完了報告書提出 4月 完了報告会 6月 	<p>(令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集 5月11日～6月17日 事前相談 6月10日締切 ※必須、市民活動センターに相談 市担当課との調整 提案書提出後 ※提案団体と市担当課、市民活動センター及び協働推進課で調整 ※調整の結果、実施上の課題を整理することができなかった場合は、公開プレゼンテーションに進むことはできない 提案書等の再提出 7月5日締切 公開プレゼンテーション 8月上旬 実施事業決定 9月 結果通知、年度末の予算可決後正式決定 ※選考の結果、付帯条件がある場合は市担当課と調整後、書類を再提出 事業終了後 提案型協働事業報告会 事業実施翌年度5月 	<p>(令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前相談 ～4月 ※必須 事前相談の内容を関係課に情報提供し、行政の取組状況や提案内容の課題を団体にフィードバックする(事前相談は通年受付、ただし5月以降の相談は翌々年度からの事業実施を目指すもの) ※事前相談シートをもとに、市民協働推進課及び★制度活用推進団体によるヒアリングを適宜実施 提案受付 5月 提案書の審査 6月 ※要件、書類等の形式的な審査 協議 7月～9月 提案団体と提案に係る市の関係課との協議により、合意に至ったものが次のステップに進む 公開プレゼンテーション・審査 10月 終了後、市民協働推進審議会委員による審査(非公開)を実施 事業化の内示 12月 実施に向けた協議(協定書の準備) ※予算を伴う事業の正式な決定は3月下旬 事業実施 翌年4月以降 ※協定の締結 公開中間ヒアリング(継続の審査※決定後次年度に向け計画書等を提出)・公開事業報告会(事業の検証) <p>★制度活用推進団体 公募により選考された団体で、市と協働で制度を運営(協議の場等での助言、事業実施後のサポート等を行う)</p>	<p>(令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画書提出 4月1日～17日(提出先:市民活動センター) ※この期間に説明&相談会を個別で実施 協議 4月12日～5月6日 ※原則として、応募者、市民活動センター、市民活動課の3者で日程調整の上実施。応募者が協働したい担当課も参加し、提案内容を調整する場合あり 申請 5月6日～13日(提出先:市民活動センター) 協議した内容を反映した企画書等に申請書を添えて提出 協働推進庁内検討会議 5月下旬 ※内容について協議 事業担当課との顔合わせ 5月25日～6月4日 ※市民活動センター、市民活動課も同席 協働推進会議への諮問 6月下旬 公開プレゼンテーション 6月26日 協働推進会議からの答申 7月下旬 協働推進庁内検討会議 8月上旬 結果発表 8月26日 協定書の締結 採択後 基本協定書(最長3年までの更新)・負担金協定書(単年度)
	概要	<p>【課題設定型提案】 区が協働により解決を図りたい分野への事業提案</p> <p>※募集事業年度は事業実施年度を指す</p> <p>★R5募集事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が健康で安心して暮らせる環境づくり 地球にやさしいまちづくりの推進 子どもが輝く子育て・教育のまちづくり 地域ぐるみの安全・安心まちづくり 	<p>【行政提案型協働事業】 市が定めた地域課題に係るテーマに基づき、協働事業の実施を市に対して提案できる制度</p> <p>★募集事業 (R4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ウィキペディアタウン in 府中(仮)の開催 公園花壇の維持管理 (R3) 子育て講演会の実施と子育て応援パンフレットの作成(採択) 表現ガイドライン又はワーク・ライフ・バランス啓発パンフレット改訂版の作成 	<p>【行政提案型協働事業】 市の抱えている悩みのタネを解決する～市があらかじめテーマ、計画、事業等の概要を行政提案として示し、その概要書をもとに、市民が具体的な協働事業の内容を企画提案して行う事業</p> <p>★募集事業 (R2)</p> <ul style="list-style-type: none"> オープンデータ活用促進事業(採択) 共助によるまちの身近な安全対策の促進事業(採択) (R1以前) 「地域若者サポートステーション」の開設事業 (仮)市民活動PR事業～市民活動推進普及啓発事業～ 	<p>【行政提案型協働事業】 市が事業の企画を提案し、提案に応募した市民(市民団体等)と具体的な計画をつくる段階から、実施、報告まで一緒に取り組む事業</p> <p>★募集事業 (R4)</p> <ul style="list-style-type: none"> みんなでつくろう安心のまち事業(防犯キャンペーン・地域安全マップづくり・防犯教室の実施) ※3年度間 (R3以前) 大和市民活動センターの管理運営(採択) 入院患者さんの「癒しの場」提供事業(採択) 	
行政提案型	<p>提案者要件</p> <p>事業実施時期・期間</p> <p>事業要件</p> <p>募集時期</p> <p>金額等</p> <p>決定までの流れ</p> <p>審査方法</p> <p>審査基準等</p>	現在募集なし	<p>※全てに該当すること(その他市民提案型協働事業と同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5人以上の構成員で組織されている 市内に活動拠点を有している、又は市内で活動している団体 <p>市民提案型協働事業と同じ</p> <p>担当課と協議し決定(委託料)※参加費などの収入が市の歳入になる</p> <p>市民提案型協働事業と同じ</p>	<p>市民提案型協働事業と同じ</p> <p>市民提案型協働事業と同じ</p>	<p>市民提案型協働事業と同じ</p>	

その他(相模原市)

【アイデア提案】
～市民の皆さんの協働の芽(アイデア)を育てる～
個人でも応募が可能で、課題解決のアイデアを登録・公開し、今後の提案に結びつけるものを随時受付のもの
→提案様式に記入してもらい、協働事業提案の芽として登録し、市HPで公開(受付期限なし)
★十分な事業計画が練られていない、実施する組織力が備わっていない場合などに活用してもらい、市民提案型協働事業の提案に繋げることが狙い
◎提案内容 ※()内は登録目的
・百均グッズで歩きやすい靴にする(担い手・団体募集)
・ミミズコンポストによる生ゴミ削減・有機農業(情報収集)



★ポイント★

- 提案者については、基本的には団体を対象としている。(企業等を対象に含めた自治体もあり)
- 提案提出先、事前相談等は市民活動支援センターが関わっている自治体が多い。その場合、応募件数が多い傾向もある。
- 事業実施については、多くの自治体が原則単年度としているが、複数年度としている自治体もある。その場合、年度ごとに継続の妥当性等の審査を行い、継続の有無を決定している。
- 補助金、助成金として負担しているものは応募件数が多い傾向も見られるが、単発的なものが多く、継続性が低いものが多い。また、団体の自立のため、自治体の経費負担割合に傾斜をつけたり、団体と自治体で経費負担を行っている例等もある。